

三田市自動録音電話機等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の特殊詐欺被害及び消費者被害（以下「特殊詐欺等被害」という。）を未然に防止することを目的として、特殊詐欺等対策機能を有する機器を購入設置する高齢者等に対し、購入に要する費用の一部を予算の範囲内で交付する、三田市自動録音電話機等購入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、三田市補助金等交付規則（平成9年三田市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特殊詐欺 被害者に電話をかけるなどして対面することなく欺罔し、指定した預貯金口座への振り込みやその他の方法により、不特定多数の人から現金等をだまし取る詐欺をいう。
- (2) 着信前自動警告機能 呼び出し音が鳴る前に相手に対し通話を録音する等の警告メッセージを流す機能をいう。
- (3) 自動録音機能 通話内容を自動で録音する機能をいう。
- (4) 自動録音電話機 固定電話機で前2号の機能を備えるものをいう。
- (5) 外付け録音機 固定電話機に接続して使用する機器で第2号及び第3号の機能を備えるものをいう。
- (6) 自動録音電話機等 前2号のものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) この要綱による申請時において市内に住民登録があり、その住民登録地に居住している者
- (2) 申請時において65歳以上の者又はその者と同一世帯に属する者
- (3) 申請時において本人又は同一世帯に属する者が、本市消費生活センターの通話録音装置又は兵庫県警察の自動録音電話機等の貸与又は無償配布を受けていない者
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた世帯に属していない者

(補助対象機器)

第4条 補助金の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）は、以下の各号に掲げるもので、補助対象者が令和6年4月1日から令和7年1月31日の間に購入し、かつ前条第1号の住民登録地で実際に使用するものとする。

- (1) 公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨する優良防犯電話推奨品目録（以下「推奨品目録」という。）に記載されている自動録音電話機又は外付け録音機
- (2) 推奨品目録に記載のないものであって、着信前自動警告機能及び自動録音機能の両方を備えると市長が認める自動録音電話機等
（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が支払う補助対象機器の購入費とする。ただし、次の各号に掲げる経費については、補助対象経費から除く。

- (1) 修理、点検等にかかる経費
- (2) 消耗品の交換等にかかる経費
- (3) 電力の受給その他電話機等の機能を維持するための経費
- (4) 補助対象機器の設置に係る経費
- (5) 補助対象機器の配送に係る経費
- (6) 同一世帯における複数台の補助対象機器の購入費用
- (7) 当該購入費においてポイント等を充当した額
（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の額（百円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、自動録音電話機にあつては10,000円、外付け録音機にあつては5,000円をそれぞれ限度とする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する期日までに、三田市自動録音電話機等購入費補助金交付申請書兼実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象機器を購入したことを証する書類（領収書、品名等が確認できる書類等）
- (2) 振込先口座番号（申請者本人の口座に限る）及び口座名義人が確認できる書類（通帳、キャッシュカード等の写し）
- (3) 申請時において65歳以上の者の住所、氏名及び生年月日が確認できる身分証明書等（免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）の写し
- (4) 申請者が65歳以上の者と同一世帯に属する場合、申請者の住所、氏名が確認できる身分証明書等（免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第8条 市長は、補助金の交付について適当であると認めるときは、交付すべき額を確定し、三田市自動録音電話機等購入費補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付について不適當であると認めるときは、三田市自動録音電話

機等購入費補助金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条第1項の規定による通知を行った場合、速やかに補助金を申請者に支払うものとする。

(申請内容の変更及び取下げ)

第10条 申請者は、申請内容の変更を行おうとする場合は、三田市自動録音電話機等購入費補助金変更交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、申請内容の取下げを行おうとする場合は、三田市自動録音電話機等購入費補助金取下げ申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の申請に対し、申請内容を承認するべきものと認めたときは、三田市自動録音電話機等購入費補助金変更交付決定通知書兼補助金額確定通知書又は三田市自動録音電話機等購入費補助金取下げ承認通知書により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定通知を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

(2) 暴力団等の利益になるとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により取消しの決定を行った場合には、その旨を三田市自動録音電話機等購入費補助金交付決定取消通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付をしているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(財産の処分の制限)

第13条 申請者は、補助金で取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならないものとし、取得から6年を経過しない場合は、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して譲渡、交換、売却、貸付け又は担保に供してはならない。

2 市長は、前項の規定による承認をしようとするときは、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を本市に納入することを条件とすることができる。

(調査への協力)

第14条 申請者は、市長が補助対象機器の使用状況等について調査を行う場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(交付請求の省略)

第15条 補助金等交付請求書の提出については、規則第18条の規定により省略することができる。

(様式)

第16条 この要綱の施行に関し必要な様式は、市長が別に定める。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。